商工会議所・行政からのお知らせ

お問い合わせ先



所得税の確定申告 e-Taxならこんなにいいこと

メリット1

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出又は提示を省略することができます。

メリット2

還付がスピーディー

e-Taxで提出された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮)。

メリット3

24 時間利用できる

申告書は、自宅やオフィス等からいつでもインターネットで提出することができます。

e-Taxのご利用に当たっては、事前準備が必要です。 WWW.nta.go.jp 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告

納税は

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月17日(月)まで

消費税及び地方消費税(個人事業者) 3月31日(月)まで

税務署の申告相談会場の開設日は、2月3日(月)です。

1月31日(金)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署で相談することができますが、 限られた職員で対応しておりますので、お待ちいただく場合があります。

詳細については、税務署にお尋ねください。

敦賀税務署 0770-22-1010

職場でできる健康づくり(運動)研修会』の 催のお知らせ 開

平成26年2月3日(月) 14時00分~16時30分 日時

敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」2階 場所 ふれあいホール

内容

(1)講義・実技:「職場でできる健康づくり」

師: NPO法人障生涯体育復興機構理事長(健康運動指導士)

(2)事例発表「職場での健康づくり~「脱デブ宣言」の取り組み~(仮)」

発表者: ㈱シアターハウス 社長 吉村 明髙氏

(3) グループワーク

対象者 事業所の健康管理者および健康管理担当者

消費税率陷阱成26年4月より 5%から8%に別き上げられます

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うために「消費税転嫁対策特別措置法」 が平成25年10月1日から施行されました。消費税の円滑かつ適正な転 嫁の確保のため、以下の点にご注意ください。

I. 消費税の転嫁拒否等の行為の禁止

平成26年4月1日以降に供給する商品または役務について、買手から売 手に対する「減額」「買いたたき」「商品購入、役務利用または利益提供の要 請」「本体価格での交渉の拒否」「報復行為」などの行為は禁止されます。

Ⅱ. 消費税の転嫁を阻害する広告や宣伝の禁止

平成26年4月1日以降に供給する商品または役務の取引について、以下 のとおり消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。

- ①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- ②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部、または一部を 対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示している
- ③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示で あって②に掲げる表示に準ずるもの

Ⅲ. 総額表示義務の特例

- (1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や、事 業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格 が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば「税込価 格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。
- (2) 事業者が税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込 み価格が明瞭に表示されているときは景品表示法代4条第1項(不当 表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅳ. 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外

平成26年4月1日以降に供給する商品または役務を対象にした、事業者 または事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用 除外となります。

詳細は公正取引委員会HP、消費者庁HP、または財務省HPをご覧ください。

北陸財務局福井財務事務所 お問合せ先

仕事に**不安やストレス**を感じている労働者は**6割**を超えています。 会社には、労働者の健康を守る義務があります。

企業のパフォーマンスを維持するためにも、積極的に対策に取り組みましょう。

●お問合せ● 敦賀労働基準監督署 安全衛生課 TEL:0770-22-0745 FAX:0770-22-1019

敦賞市商店街連合会

駅前商店街振興組合

本町2丁目商店街振興組合 本町1丁目商店街振興組合 神楽町1丁目商店街振興組合。

神楽2丁目商店街振興組合

相生商店街振興組合

博物館通り商店街繁栄会







㈱ 嶺南ケーブルネット

敦賀市木崎40号8-1 TEL.24-2211